

長野市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成30年4月12日

|         |        |
|---------|--------|
| 長野市監査委員 | 鈴木 栄 一 |
| 同       | 小澤 輝 彦 |
| 同       | 三井 経 光 |
| 同       | 池田 清   |

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成21年度 包括外部監査 分

| 指摘事項   | 当初措置<br>(22年度)   | 過去3年の措置状況(1)<br>(平成26年度)  | 過去3年の措置状況(2)<br>(平成27年度)                          | 過去3年の措置状況(3)<br>(平成28年度)              | 平成29年度の措置状況                                     | 担当課  |            |
|--|--|---|---|---------------------------------------|---|--|------------|
| <p>3 その他の普通財産貸付に関する問題点<br/>(4)市有地の一部貸付について</p>               | <p>【善光寺北交換地】(報告書118ページ)<br/>両市有地ともに、貸付面積が実態と異なっていることが明らかである。賃貸借契約を実態に合わせて見直し、賃料を適切に設定すべきである。</p> | <p>貸付物件2箇所の内、1箇所については、現地実測により貸付部分の使用に留まっていることが確認された。<br/>もう1箇所については、実態に即した貸付面積とすべく現在手続き中。</p> | <p>貸付面積相違のため、貸付者と協議中。</p>                         | <p>貸付面積について借受者と協議中。</p>               | <p>実態に合わせて賃貸借契約内容を見直し、適切な賃料を設定するため、借受者と調整中。</p> | <p>実態に合わせて契約内容を見直し、平29.4.1付けで賃貸借契約を締結した。</p>         | <p>管財課</p> |
| <p>3 その他の普通財産貸付に関する問題点<br/>(7)使用貸借契約の未締結<br/>(報告書121ページ)</p> | <p>市有地を地区が使用しているが、地区との契約がないものが散見される。管理責任を明確にするため、契約を締結すべきである。</p>                                | <p>主に平成15年以降の財産調査により把握した財産であり、未契約である原因は不明であるが、現地等を確認の上、地区と協議の上契約を締結する。</p>                    | <p>残り2件中、1件は地元区と契約済み。<br/>残り1件は地元区(大岡中牧)と協議中。</p> | <p>指摘案件の4件中、残り1件の貸付契約について地元区と協議中。</p> | <p>指摘案件の4件中、残り1件の貸付契約について地元区と協議中。</p>           | <p>使用貸借契約未締結1件の【雑種地(大岡中牧)2】については、平27.4.1付けで締結した。</p> | <p>管財課</p> |